

横浜市立高等学校における「通級による指導」実施要綱

制 定 令和5年3月29日教高第1371号（教育長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、平成28年12月9日付け28文科初第1038号文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」に基づき、横浜市立高等学校に在籍する生徒に対して「通級による指導」を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 横浜市立高等学校における「通級による指導」は、横浜市立高等学校に在籍している生徒のうち、障害の状態に応じた特別の指導を行う必要がある者（以下、「当該生徒」という。）に対して、障害に応じた特別の教育課程による指導を受ける指導形態で、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するための指導を行い、当該生徒への教育の充実を図ることを目的とする。

（対象とする障害）

第3条 横浜市立高等学校における「通級による指導」の対象とする障害は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定されている障害のうち、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害及び注意欠陥多動性障害とする。

（「通級による指導」の形態）

第4条 「通級による指導」の形態は、次によるものとする。

- （1） 横浜総合高等学校において「自校通級」を行う。なお、横浜総合高等学校を「通級による指導」の拠点校とする。
- （2） 盲特別支援学校及びろう特別支援学校において「他校通級」を行う。ただし、盲特別支援学校は弱視を対象とし、ろう特別支援学校は難聴、言語障害を対象とする。
- （3） 拠点校通級担当教員により当該生徒の在籍する高等学校へ「巡回指導」を行う。

（「通級による指導」の申請）

第5条 通級による指導の開始又は継続を希望する生徒の保護者は、当該生徒が在籍する横浜市立高等学校の校長（以下、「在籍校の校長」という。）に対して、「通級による指導」申請書（第1号様式）及び必要書類を提出する。

（対象となる生徒の決定及び報告）

第6条 在籍校の校長は、校内委員会を設置し、当該生徒の「通級による指導」の必要性を検討して対象となる生徒を決定する。校内委員会には教育委員会事務局指導主事、他校通級実施校又は拠点校（以下、「通級実施校」という。）の担当教諭及び必要に応じて専門家が会議に参加して助言を行う。

2 在籍校の校長は、当該生徒の申請内容に応じて、通級実施校の校長に対して申請（第2号様式）を行う。ただし、第4条（1）に該当するものはこの申請に関する手続きを省略する。

- 3 申請を受けた通級実施校の校長は、当該生徒の「通級による指導」の実施を決定し、在籍校の校長に指導の決定を通知する（第3号様式）。
- 4 在籍校の校長は、前項の通知を受けて、当該生徒及び保護者に「通級による指導」の実施の可否を通知する（第4号様式）。
- 5 通級実施校の校長は、「通級による指導」の実施を決定した生徒について、教育委員会に報告する（第5号様式）。

（教育課程）

第7条 「通級による指導」は、学校教育法施行規則第140条に規定する特別の教育課程によるものとする。

- 2 「通級による指導」の実施にあたっては、個別の指導計画を作成し、当該生徒・保護者の同意のもとに、それに基づいて指導を行う。
- 3 「通級による指導」の単位認定については、当該生徒が、個別の指導計画に従った指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標から見て満足できると認められる場合に、35時間を1単位として在籍校において単位を認定する。

（通級による指導の終了等）

第8条 通級実施校の校長は、指導が開始された年度の末日までに、当該生徒について、指導の終了の可否を決定し、当該生徒及び保護者にその決定を通知するとともに、在籍校及び教育委員会に報告する。

（第6号様式）

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第4条第3号に規定する「巡回指導」については、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

(本人保護者作成)

_____年_____月_____日

横浜市立_____高等学校長

ふりがな
生徒氏名 : _____

学年(年次)・組 _____年 _____組

生年月日 : _____年_____月_____日

「通級による指導」申請書

「通級による指導」を希望します。

【種別】 弱視 ・ 難聴 ・ 言語障害 ・ 情緒障害等

(該当するものに○印をつけてください。)

保護者氏名 : _____

(本人が成人の場合は不要)

住所 : _____

連絡先 TEL _____

横浜市教育委員会

第2号様式
(在籍校長作成)

_____年_____月_____日

横浜市立_____学校長

横浜市立_____高等学校長

「通級による指導」依頼書

当校に在籍する次の生徒について、「通級による指導」の実施を依頼します。

所属学級	生徒氏名 (ふりがな)	障害種別 弱視・難聴・言語・情緒	指導の形態 他校()・巡回指導

担当者氏名：_____

連絡先 TEL _____

横浜市教育委員会

第3号様式

(通級実施校長作成)

_____年_____月_____日

横浜市立_____高等学校長

横浜市立_____学校長

「通級による指導」実施決定通知書

貴校より依頼のありました次の生徒について、当校において通級による指導を行います。

所属学級	生徒氏名 (ふりがな)	障害種別 弱視・難聴・言語・情緒	指導の形態 他校()・巡回指導

担当者氏名：_____

連絡先 TEL _____

横浜市教育委員会

第4号様式
(在籍校長作成)

_____年_____月_____日

_____様

保護者 様

横浜市立 _____ 高等学校長

「通級による指導」実施可否決定通知書

年 月 日に申請のありました「通級による指導」の実施について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

【実施の可否】 可 ・ 否

【実施場所】 横浜市立 _____ 学校

【実施方法】 自校通級 ・ 他校通級 ・ 巡回指導

【実施日及び実施回数】 面談等により決定します。

担当者氏名： _____

連絡先 TEL _____

横浜市教育委員会

第5号様式

(通級実施校長作成)

_____年_____月_____日

「通級による指導」決定報告書

教育長

学校名：_____

学校長氏名：_____

次の生徒について、「通級による指導」を実施しますので報告します。

在籍校 所属学級	生徒氏名 (ふりがな)	障害種別 弱視・難聴・言語・情緒	指導の形態 自校・他校()・巡回	指導開始 年月

担当者氏名：_____

連絡先 TEL _____

横浜市教育委員会

第6号様式

(通級実施校長作成)

_____年_____月_____日

教育長

横浜市立_____高等学校長

(※提出先に応じて選択すること。)

学校名：_____

学校長氏名：_____

「通級による指導」結果報告書

次の生徒について、令和_____年度の「通級による指導」の結果について報告します。

在籍校 所属学級	生徒氏名 (ふりがな)	障害種別 弱視・難聴・言語・情緒	指導の形態 自校・他校()・巡回	終了 (年/月) 継続	単 位 数

担当者氏名：_____

連絡先 TEL _____

横浜市教育委員会